



高等学校福祉科教諭

高齢者や障害者などの支援を志望する高校生にその専門的な知識と技術を教育し、介護福祉士などの資格取得につなげる

概要

高等学校教諭一種免許（福祉）の資格をもち、高校の生徒に対し、福祉に関する教育を行い、介護福祉士試験の受験資格を取得してもらい、高齢者や障害者などの支援に従事する人材の養成に努めます。

なお、このしごとに就く人は社会福祉の教育に関する専門的な知識と技術、資格を有していることはもとより、福祉科をもつ高校では高等学校福祉科教諭のうち、1人はその主任者であるとともに、養成施設などの専任教員として3年以上の実務経験のある人を置くことになっています。それだけに、教育者として高いヒューマニティと資質が要求されます。

主な職場

福祉系高等学校

将来性

これまで、全国の高校で福祉科目を設けているところは少数でしたが、新高等学校学習指導要領で2003年度に新教科「福祉」が創設され、福祉の学科や福祉系列をもつ総合学科だけでなく、ほかの多くの高校でも科目として取り入れられつつあります。

ただ、介護業務の労働条件の改善がまだ十分でないうえ、2007年の法改正によってカリキュラムが約1.5倍に増えたため、福祉系高校は2008年度の220校をピークに、その後、減少に転じ、



2012年度は172校になっています。しかし、長い目で見れば福祉教育を担う教員の養成・確保は今後も求められていくでしょう。

就業者数

約1,200人（2012年12月現在）

勤務形態

通常の教員の勤務形態となるため、公務員と同等の勤務形態になりますが、夜間に授業を行う定時制や通信教育課程の高校というケースもあります。

給与水準

公立の場合、公務員の給与規定による。私立の場合も公務員の給与規定に準ずることになっているため、公立の場合とほぼ同様の水準と思われる。

就職のルート

一般的には、福祉系大学などに進学し、新高等学校学習指導要領における「福祉」に対応する教員の免許を取得することになります。このほか、大学における当免許をもつ教員の養成が2001年4月より始まりましたが、これ以前に大学に入学した社会人でも、当該大学から課程認定を受けたのち、科目等履修生として所定科目を履修し、認定試験に合格すれば免許を取得することができます。

なお、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、または介護実習を教授する教員のうち、1人は介護福祉士の資格をもつ人で、資格の修得後、5年以上の実務経験をもつ人、または、介護福祉士の資格をもつ人で、文部科学大臣と厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了した人、その他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める人を置くことになっています（別途、経過措置あり）。

また、こころとからだの理解を教授する教員のうち、1人は医師、保健師、助産師、看護師の資格を有し、かつ、資格の取得後5年以上の実務経験をもつ人、またはこれらの資格を有し、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了した人、その他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める人を置くことになっています（別途、経過措置あり）。

いずれにしても、実際に教諭として福祉を担当するには教員採用試験に合格して

はじめて各学校に採用されることになります。

<資格取得のルート>

